

安全安心都市特別委員会への参考人招致について

- 1 テーマ（案件）
住宅の耐震化促進策について
- 2 招致日時
平成22年1月19日（火）15時
- 3 参考人（講師）
東京大学生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター長
目黒公郎（めぐろ きみろう）氏
- 4 実施方法
横浜市会参考人意見聴取要綱に基づき運営するものとし、おおむね2時間程度の
講演、質疑を行う。

参考法規等

■地方自治法（抜粋）

第百九条（抜粋）

- 5 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
- 6 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。
- 7 常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
- 8 前項の規定による議案の提出は、文書をもってしなければならない。

第百十条 普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。
- 3 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、特別委員を選任することができる。
- 4 特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。ただし、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。
- 5 第百九条第五項から第八項までの規定は、特別委員会について準用する。

■横浜市会委員会条例（抜粋）

第17条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が前項の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があったときは、委員長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第18条 委員は、公述人に対し、質疑をすることができる。ただし、公述人は、委員に対し質疑をすることはできない。

第19条 公述人は、委員会の同意を得た場合には、文書により、意見を提出することができる。

第20条 委員会が、参考人の出席を求め、その意見を聴こうとするときは、議長に通知しなければならない。

2 議長は、前項の規定による通知を受けたときは、その出席する日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を参考人に通知し、その承諾を得るものとする。

3 前2項に定めるもののほか、参考人の意見の聴取については、前3条の規定を準用する。

■横浜市会参考人意見聴取要綱

別紙のとおり

横浜市会参考人意見聴取要綱

制 定 平成3年9月18日

常任委員会、市会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）が、参考人の意見を聴取しようとするときは、法令又は条例に定めのあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

1 参考人の意見聴取の手続

- (1) 当該委員会において、調査又は審査のため必要があると認めたときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (2) 委員会は、参考人の出席を求め、その意見を聴くことを決定したときは、様式1により議長に通知しなければならない。
- (3) 議長は、参考人の意見聴取を行う旨の通知を受けたときは、その出席する日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を、参考人に様式2により通知し、その承諾を得るものとする。
- (4) 参考人には、意見を聴こうとする案件に関する資料を、あらかじめ、送付しなければならない。

2 参考人の意見聴取の運営

- (1) 委員長は、あらかじめ、参考人に対し、発言の範囲、発言時間その他必要な事項を告知しなければならない。
- (2) 参考人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
- (3) 参考人は、あらかじめ定められた発言の範囲又は発言時間を超えて発言をしてはならない。
- (4) 参考人は、委員に対して質疑することはできない。
- (5) 委員長は、参考人が委員長の告知した事項を遵守せず、又は不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- (6) 委員は、参考人に対して、その意見に不明の点がある場合その他必要

がある場合には、質疑をすることができる。

(7) 参考人は、やむを得ない事由により委員会に出席できない場合には、委員会の同意を得て、文書で意見を提出することができる。

(8) その他参考人の意見聴取に関し、必要な事項は、その都度委員会において決定しなければならない。

附 則

この要綱は、平成3年9月18日から施行する。